

○財務省告示第二百五十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年八月二十一日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年九月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
九年法律第二十三号）第四十六条
条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条
第十二項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第九号）第九十四条
一、並びに特別会計に関する法律第八十三條第一項、第九十四條第二項、同条第四項、第九十四條第五項、同条第三十七條第一項
項及び第三百三十七條第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為れる入札

三 振替法の適用等

四 発行方法

う。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

十二	口	イ	一	十	十	九	八	七	口	イ	口								
償還期限	行争入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発	入札発	入札発	行争入札発	争入札発	非争入札発	者争入札発	特争入札発	国争入札発					
た	平		八	額	五	額	す	の	振	五	万	四	六	一	万	面	た	条	特
ただし、償還期が銀行休業日に	成三十、八年二十日		厘	面上のそれの応募価格	厘以上	面上のそれの応募価格	る。	記載又は記録は、最低額と	替法の規定による振替口座簿	万円	円	百円	千九百四十四億二千七百十四	兆八千七百五十四億七千四百	円	額	割引短期国債に基いては、	第一項の規定に基づき発行し	別会計に関する法律第四十六

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
二 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
九 か 通 百 支 き
年 から 知 円 に は
八 通 づ き 〃 そ
月 知 を つ き の
二 受 け 百 〃 翌
十 け 者 円 営
一 日 者 日
日 者 日